

アキシマエンシス ソーシャルメディア運用ガイドライン

令和4年10月5日

1. 目的

アキシマエンシス（昭島市教育福祉総合センター）は、昭島市民図書館・郷土資料室等の業務、機能、サービスについての情報発信を行い、市民の利便性を図るとともにアキシマエンシスの運営への理解と活用を促進するため、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）においてアキシマエンシス公式アカウントを作成する。

2. 概要

名前（ユーザー名）	アキシマエンシス (@akishima_ensis)
Twitter URL	https://twitter.com/akishima_ensis

3. 運用ガイドライン

アキシマエンシス公式アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、返信等は行わない。

4. 運用管理者

TRC・野村不動産パートナーズ共同事業体

5. 運用方法

アキシマエンシス公式アカウントは以下のとおり運用する。

- (1) 情報発信を希望する職員は、掲載原稿を作成し、館長の承認を得た後、投稿する。ただし、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、次に掲げる内容について担当責任者及び担当窓口責任者の判断により直接情報発信ができるものとする。
 - ・既に一般に周知されている事項について再度、発信する場合
 - ・イベント等の現況・結果などについて情報発信する場合
- (2) 図書館・郷土資料室等の情報発信はアキシマエンシス公式アカウントから行うものとする。個人アカウントからは、図書館・郷土資料室等の情報発信を行ってはならない。
- (3) 情報発信を行う場合は、必ず業務用端末で行うものとする。個人が所有するパソコンやモバイル端末を使用しての情報発信作業は行ってはならない。

(4) 発信する情報は、次のものとする。

- ・昭島市民図書館・郷土資料室及び貸室情報
- ・昭島市民図書館・郷土資料室が実施する事業、サービスについての情報
- ・その他、昭島市民図書館・郷土資料室に関する市民ニーズの高い情報や周知する必要のある情報

6. 運用ガイドラインの周知・変更等

本ガイドラインの内容はアキシマエンス及び昭島市民図書館の公式ホームページに掲載する。また、本ガイドラインは必要に応じて事前に予告なく変更する場合がある。

7. 遵守事項

アキシマエンスソーシャルメディアを運用する職員は、法令及び本ガイドラインを遵守すること。

8. 協議事項

この規定に定めていないものについては、館長が昭島市教育委員会と協議して定めるものとする。

9. 免責事項

アキシマエンス公式アカウントが発信する情報の正確性については万全を期するものであるが、アキシマエンスは、他のソーシャルメディアユーザー等（以下ユーザーという）がアキシマエンス公式アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。

アキシマエンス公式アカウントの内容は、予告なく変更または削除する場合がある。